

「現物給付」へのペナルティー全廃と18歳までこども医療費無料化実現で
こども医療費助成制度の改善を求める意見書

必要な時に安心して医療機関に受診できることは、子供たちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、多くの沖縄県民の願いでもある。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がった。厚生労働省の調べでは、2019年4月1日現在、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で91.0%、「入院」で96.8%に達している。

沖縄県においては、令和3年6月11日、令和4年度から現行の「就学前まで」とする医療費無料化の対象を「中学校卒業まで」に拡充し、地域によって給付方法が異なることで地域格差が生じないよう県内全域で同様のサービスが受けられることが重要であるとして、入院、通院費の窓口負担が要らない「現物給付」とすることを発表した。

しかし、ペナルティーを伴う現行制度の下での中学校卒業までの「現物給付」実施については、本市も含め、財政的にも厳しい自治体が多い沖縄県において、不安材料の一つとなっている。貧困対策や少子化対策として、こども医療費助成制度の改善を安定的に進めるためには、国による統一的な制度創設が必要であり、子育て世帯の経済的な負担軽減と、安心して子供を産み育てられる環境づくりが求められる。

よって、すべての子供たちの健やかな成長のために、こども医療費助成制度の改善が図られるよう、次の事項を要請する。

1. こども医療費助成制度を現物給付にした市町村に対する国民健康保険の国庫補助の削減を、ただちに全廃すること
2. 18歳までの医療費無料化を、国の制度として早期に実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月29日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣